資料15－1　災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村）のみでは避難、救護等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第１項及び第68条第１項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第１項及び第18条第１項若しくは同法第183条において準用する第17条第１項及び第18条第１項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食料、飲料水及び生活必需品物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん

(2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん

(3) 避難、救護及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん

(4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣

(5) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

(6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第３条　応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第４条　道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第５条　道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第６条　応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

(1) 第１要請　被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請

(2) 第２要請　被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請

(3) 第３要請　被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第７条　被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

(1) 被害の種類及び状況

(2) 第２条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等

(3) 第２条第３号に掲げる車両等の種類、規格及び台数

(4) 第２条第４号に掲げる職員の職種別人員

(5) 応援場所及び応援場所への経路

(6) 応援の期間

(7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

２　応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

３　前２項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第１要請及び第２要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

（応援の経費の負担）

第８条　応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

２　応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

３　前２項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

（自主応援）

第９条　知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

２　自主応援については、第７条第１項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

３　自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。

ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

（他の協定との関係）

第10条　この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

（その他）

第11条　この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

２　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成20年６月10日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自１通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年６月10日

北　海　道

知　事

北海道市長会

北海道市長会長

北海道町村会

北海道町村会長

別表（1）

地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市村
檜山支庁	檜山支庁管内の町
後志支庁	後志支庁管内の市町村
空知支庁	空知支庁管内の市村
上川支庁	上川支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村
宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
網走支庁	網走支庁管内の市町村
胆振支庁	胆振支庁管内の市村
日高支庁	日高支庁管内の町
十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
根室支庁	根室支庁管内の市町

資料15－2 北海道広域消防相互応援協定

平成３年２月１３日（道内72消防本部の消防長が記名捺印）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第 226号、以下「法」という。）第21条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、法第１条に規定する水火災又は地震等で、市町村等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第３条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第４条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

２　地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

３　地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

４　総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 北海道との連携調整及び情報交換に関すること。

(2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第５条　この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上応援、消防隊、救助隊、救急隊又は救急隊による応援

(2) 航空応援、回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空機」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第６条　市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援の要請の方法）

第７条　応援の要請は、災害が発生し又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア　第１要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ　第２要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第１要請を除く。）

ウ　第３要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第２要請を除く）

(2) 航空応援要請　航空隊の応援を必要とする応援要請

２　陸上応援要請は第１要請、第２要請、第３要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。

３　前項の陸上応援要請のうち、第２要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第３要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請された市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

（応援要請の代行）

第７条の２　地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

２　前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

（応援隊の派遣）

第８条　前２条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

２　応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、前７条第３項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

（応援隊の指揮）

第９条　応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

（応援経費の負担）

第10条　陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし次の各号に掲げる経費は応援側の負

担とする。

(1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当

(2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

(3) 車両及び機械器具の修理費

(4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2　航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当、回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3　応援側の長は、前２項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

（損害賠償）

第11条　応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

２　前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

（協　議）

第12条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

（委　任）

第13条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

付　則

この協定は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成６年７月25日締結）

この協定は、平成６年８月１日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書７２通を作成し、記名押印のうえ市町等において各１通を保有する。

別表（地域と構成市町等）

地　　域	構成市町等
道西地域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島東部消防事務組合、桧山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、広島町、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、留辺蘂町、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路西部消防組合、根室北部消防事務組合

資料15－3 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第１条　この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第２条　この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226）第１条に規定する災害をいう。

（応援要請等）

第３条　災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

(1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合

(2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

２　応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種類

(2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

(3) 災害現場の気象状況

(4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法

(5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制

(6) 応援に要する資機材の品目及び数量

(7) その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第４条　知事は、前条第１項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第５条　前条第１項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第６条　第３条第１項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第７条第１項の規定による応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第７条　この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第１０条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附　則

この協定は、平成８年７月１日から適用する。

この協定締結を証するため、本書７３通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれその１通を保有するものとする。

平成８年６月２５日

北海道知事　　堀　　達　也